

令和2年4月17日

監理団体の皆様へ

茨城県職業能力開発協会
技能検定課

【重要】茨城県における外国人技能実習生等向け技能検定試験の取扱いについて

令和2年4月16日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、茨城県は「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

この発表を受けまして、茨城県職業能力開発協会では新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外国人技能実習生等向け技能検定試験を延期いたします（具体的な取扱いは以下参照）。

なお、延期の対象となる試験を受け持つ監理団体へは、当協会より直接ご連絡申し上げます。

- 令和2年4月17日～令和2年5月6日の間に予定していた外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）については、試験再開が可能と判断できるまで延期といたします。
- 令和2年5月7日以降に予定している外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）についても、今後の動向次第では延期となる場合があります。延期となる場合は、別途お知らせいたします。
- 現状を踏まえると、前述の延期分（4/17～5/6）の試験を、令和2年7月1日以降に実施する可能性が高いため、現在試験日程の連絡待ちとなっている案件については、新たな試験日の設定を当面見合わせることにいたします。

～ 感染拡大の防止にご理解、ご協力をお願いします ～

（参考）

法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い（「特定活動（4ヶ月）」）が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html